

令和6年10月7日

芦屋市市議会議員
たかおか 知子 様

兵庫県阪神南県民センター
尼崎港管理事務所
業務管理課長 三輪哲也

質問状に対する回答について

平素は、本県の土木行政の推進にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。
令和6年9月30日付けの質問状でお問い合わせがあったことについて、別記のとおり回答します。

【連絡先】

兵庫県阪神南県民センター
尼崎港管理事務所業務管理課
尼崎市道意町7丁目21番地
TEL：06-6412-1362
E-mail：amagasakikoukanri@pref.hyogo.lg.jp

別記

- 1 6月21日の協議が開かれた経緯について
地元住民から「釣りによる迷惑行為のために困っている人がいる」と10ブロック会会長の申し出があったため、協議の場を持ちました。
- 2 7月19日の協議が開かれた経緯について
協議の日程については、電話により10ブロック会会長に伝えました。
- 3 釣り全面禁止に関する住民への発言
当方は、10ブロック会会長や住民に対して「釣りを全面禁止にしたい」と提案していません。
- 4 釣り全面禁止の要望を「地元の総意」とする根拠
芦屋市の連合自治会の一つである10ブロック会から釣り全面禁止に関する要望書が提出されたためです。
- 5 要望書の名義に関する判断基準について
当方が要望書を「地元の総意」として受け取ったのは、10ブロック会の要望として判断したためです。
ただ、この時点で10ブロック会構成員の詳細については知り得ませんでした。
- 6 協議の出席者について
当方は、7月19日の協議の出席者については相手方の判断に委ねているため、「出席者は10ブロック会のメンバーである」という認識の上で協議に臨みました。
当方が10ブロック会のメンバー以外に特定の出席者を指名し、協議への出席を要請したこともありません。
- 7 涼風町自治会の賛同について
当方は、協議の時点で涼風町自治会が棄権したことを知り得ませんでした。
- 8 釣り全面禁止の延期後、10ブロック会への連絡について
当方は、釣り全面禁止の延期の理由等を10ブロック会に説明し、双方とも個々に今後の対応を検討することになりました。